

定 款

社会福祉法人陽光会

社会福祉法人陽光会定款

第一章 総則

(目的)

第一条 この社会福祉法人（以下「法人」という。）は、多様な福祉サービスがその利用者の意向を尊重して総合的に提供されるよう創意工夫することにより利用者が、個人の尊厳を保持しつつ、自立した生活を地域社会において営むことができるよう支援することを目的として、次の社会福祉事業を行う。

- (1) 第一種社会福祉事業
 - (イ) 特別養護老人ホームの経営
- (2) 第二種社会福祉事業
 - (イ) 老人デイサービス事業の経営
 - (ロ) 老人短期入所事業の経営

(名称)

第二条 この法人は、社会福祉法人陽光会という。

(経営の原則)

第三条 この法人は、社会福祉事業の主たる担い手としてふさわしい事業を確実、効果的かつ適正に行なうため、自主的にその経営基盤の強化を図るとともに、その提供する福祉サービスの質の向上並びに事業経営の透明性の確保を図り、もって地域福祉の推進に努めるものとする。

(事務所の所在地)

第四条 この法人の事務所を北九州市門司区田野浦藤ヶ山 1018 番地に置く。

第二章 役員及び職員

(役員の数)

第五条 この法人には、次の役員を置く。

- (1) 理事十名
 - (2) 監事二名
- 2 理事のうち一名は、理事の互選により、理事長となる。
 - 3 理事長は、この法人を代表する。
 - 4 役員を選任に当っては、各役員について、その親族その他特殊の関係がある者が、理事のうち二名を超えて含まれてはならず、監事のうちこれらの者が含まれてはならない。

(役員任期)

第六条 役員任期は二年とする。ただし、補欠の役員任期は、前任者の残任期間とする。

- 2 役員は再任されることができる。
- 3 理事長の任期は、理事として在任する期間とする。

(役員選任等)

第七条 理事は、理事総数の三分の二以上の同意を得て、理事長が委嘱する。

- 2 監事は、理事会において選任する。
- 3 監事は、この法人の理事、職員及びこれらに類する他の職務を兼任することができない。

(役員報酬)

第八条 役員報酬については、勤務実態に即して支給することとし、役員地位にあることのみによっては、支給しない。

- 2 役員には費用を弁償することができる。

3 前2項に関し必要な事項は、理事会の議決を経て、理事長が別に定める。

(理事会)

第九条 この法人の業務の決定は、理事をもって組織する理事会によって行う。

ただし、日常の業務として理事会が定めるものについては理事長が専決し、これを理事会に報告する。

2 理事会は、理事長がこれを招集する。

3 理事長は、理事総数の三分の一以上の理事又は監事から会議に付議すべき事項を示して理事会の招集を請求された場合には、その請求のあった日から一週間以内にこれを招集しなければならない。

4 理事会に議長を置き、議長はその都度選任する。

5 理事会は、理事総数の三分の二以上の出席がなければ、その議事を開き、議決することができない。

6 前項の場合において、あらかじめ書面をもって、欠席の理由及び理事会に付議される事項についての意志を表示した者は、出席者とみなす。

7 理事会の議事は、法令に特別の定めがある場合及びこの定款に別段の定めがある場合を除き、理事総数の過半数で決定し、可否同数のときは、議長の決するところによる。ただし、その場合でも議長は、可否同数のときより前の議決はできない。

8 理事会の決議について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることをできない。

9 議長及び理事会において選任した理事二名は、理事会の議事について議事の経過の要領及びその結果を記載した議事録を作成し、これに署名又は記名押印しなければならない。

(理事長の職務の代理)

第一〇条 理事長に事故あるとき又は欠けたときは、理事長があらかじめ指名する他の理事が、順次に理事長の職務を代理する。

2 理事長個人と利益相反する行為となる事項及び双方代理となる事項については、理事会において選任する他の理事が理事長の職務を代理する。

(監事による監査)

第一一条 監事は、理事の業務執行の状況及び法人の財産の状況を監査しなければならない。

2 監事は、毎年定期的に監査報告書を作成し、理事会及び北九州市長に報告するものとする。

3 監事は、前項に定めるほか、必要があると認めるときは、理事会に出席して意見を述べるものとする。

(職員)

第一二条 この法人に、職員若干名を置く。

2 この法人の設置経営する施設の長（以下「施設長」という。）は、理事会の議決を経て、理事長が任免する。

3 施設長以外の職員は、理事長が任免する。

第三章 資産及び会計

(資産の区分)

第一三条 この法人の資産は、これを分けて基本財産、運用財産及び公益事業用財産の三種とする。

2 基本財産は、次の各号に掲げる財産をもって構成する。

(1) 現金 1,000,000 円

(2) 福岡県北九州市門司区田野浦藤ヶ山 1018 番地所在の鉄筋コンクリート造陸屋根 6 階建特別養護老人ホーム陽光園園舎 一棟（床面積 5,900.24 m²）

(3) (2)の付属建物鉄骨スレート葺平屋建機械室（床面積 32.97 m²）

- (4) 福岡県北九州市門司区大字田野浦字藤ヶ山 1018 番地 10、1018 番地 1、1018 番地 11 所在の鉄骨造陸屋根 2 階建 特別養護老人ホーム陽光園ユニットケア園舎 一棟 (床面積 741.3 m²)
- (5) 福岡県北九州市門司区大字田野浦字藤ヶ山 1018 番地 1、1018 番地 7 所在の鉄骨造 亜鉛メッキ鋼板ぶき平家建 多目的ホール (床面積 375.95 m²)
- (6) 福岡県北九州市門司区大字田野浦 1024 番地 6 所在の特別養護老人ホーム陽光園、特別養護老人ホーム陽光園ユニット、陽光園デイサービスセンター及び社会福祉法人陽光会 介護支援センター敷地 (9,854.60 m²)

3 運用財産は、基本財産及び公益事業用財産以外の財産とする。

4 公益事業用財産は第二二条に掲げる公益を目的とする事業の用に供する財産とする。

5 基本財産に指定されて寄附された金品は速やかに第 2 項に掲げるため、必要な手続きをとらなければならない。

(基本財産の処分)

第一四条 基本財産を処分し、又は担保に供しようとするときは、理事総数の三分の二以上の同意を得て、北九州市長の承認を得なければならない。

ただし、次の各号に掲げる場合には、北九州市長の承認は必要としない。

- 1 独立行政法人福祉医療機構に対して基本財産を担保に供する場合
- 2 独立行政法人福祉医療機構と協調融資（独立行政法人福祉医療機構の福祉貸付が行う施設整備のための資金に対する融資と併せて行う同一の財産を担保とする当該施設整備のための資金に対する融資をいう。以下同じ。）に関する契約を結んだ民間金融機関に対して基本財産を担保に供する場合（協調融資に係る担保に限る。）

(資産の管理)

第一五条 この法人の資産は、理事会の定める方法により、理事長が管理する。

2 資産のうち現金は、確実な金融機関に預け入れ、確実な信託会社に信託し、又は確実な有価証券に換えて、保管する。

(特別会計)

第一六条 この法人は、特別会計を設けることができる。

(予算)

第一七条 この法人の予算は、毎会計年度開始前に、理事長において編成し、理事総数の三分の二以上の同意を得なければならない。

(決算)

第一八条 この法人の事業報告書、財産目録、貸借対照表及び収支計算書は、毎会計年度終了後二月以内に理事長において作成し、監事の監査を経てから、理事会の認定を得なければならない。

2 前項の認定を受けた書類及びこれに関する監事の意見を記載した書面については、社会福祉法人陽光会の会報に掲載するとともに社会福祉法人陽光会事務所において掲示し閲覧できるものとする。

3 会計の決算上繰越金を生じたときは、次会計年度に繰り越すものとする。

ただし、必要な場合には、その全部又は一部を基本財産に編入することができる。

(会計年度)

第一九条 この法人の会計年度は、毎年四月一日に始まり、翌年三月三十一日をもって終わる。

(会計処理の基準)

第二〇条 この法人の会計に関しては、法令及びこの定款に定めのあるもののほか、理事会において定める経理規程により処理する。

(臨機の措置)

第二一条 予算をもって定めるもののほか、新たに義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、理事総数の三分の二以上の同意がなければならない。

第四章 公益を目的とする事業

(種別)

第二二条 この法人は、社会福祉法第二六条の規定により、利用者が個人の尊厳を保持しつつ自立した生活を地域社会において営むことができるよう支援することなどを目的として、次の事業を行う。

(1) 居宅介護支援事業

2 前項の事業の運営に関する事項については、理事総数の三分の二以上の同意を得なければならない。(剰余金ができた場合の処分)

第二三条 前条の規定によって行う事業から剰余金が生じた場合は、この法人の行う社会福祉事業又は公益事業に充てるものとする。

第五章 解散及び合併

(解散)

第二四条 この法人は、社会福祉法第四六条第一項第一号及び第三号から第六号までの解散事由により解散する。

(残余財産の帰属)

第二五条 解散(合併又は破産による解散を除く。)した場合における残余財産は、理事総数の三分の二以上の同意によって社会福祉法人のうちから選出されたものに帰属する。

(合併)

第二六条 合併しようとするときは、理事総数の三分の二以上の同意を得て、北九州市長の認可を受けなければならない。

第六章 定款の変更

(定款の変更)

第二七条 この定款を変更しようとするときは、理事総数の三分の二以上の同意を得て、北九州市長の認可(社会福祉法第四三条第一項に規定する厚生労働省令で定める事項に係るものを除く。)を受けなければならない。

2 前項の厚生労働省令で定める事項に係る定款の変更をしたときは、遅滞なくその旨を北九州市長に届け出なければならない。

第七章 公告の方法その他

(公告の方法)

第二八条 この法人の公告は、社会福祉法人陽光会の掲示場に掲示するとともに、朝日新聞に掲載して行う。

(施行細則)

第二九条 この定款の施行についての細則は、理事会において定める。

付 則

この法人の設立当初の役員は、次のとおりとする。ただし、この法人の成立後遅滞なく、この定款に基づき、役員を選任を行うものとする。

理事長 西内弘之

理事 西内久美子
" 広渡信行

〃 秋本幸雄
〃 後藤宗次
〃 入口満太郎

監事 矢野徳治
〃 伊藤次郎

社会福祉法人陽光会理事会施行細則

平成 12 年 12 月 1 日障第 890 号、社援第 2618 号、老発第 794 号、児発第 908 号厚生労働省大臣官房障害福祉部長、厚生労働省社会・援護局長、厚生労働省老健局長、厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知「社会福祉法人の認可について」に準拠し、「社会福祉法人陽光会理事会施行細則」を次のとおり定める。

記

1 社会福祉法人陽光会定款第二九条の定めにより、この定款の施行日は、次のとおりとする。

- *平成 10 年 2 月 20 日から適用する。
- *平成 10 年 12 月 4 日から適用する。
- *平成 12 年 2 月 21 日から適用する。
- *平成 13 年 10 月 1 日から適用する。
- *平成 14 年 1 月 21 日から適用する。
- *平成 15 年 12 月 21 日から適用する。
- *平成 19 年 4 月 1 日から適用する。
- *平成 23 年 4 月 1 日から適用する。
- *平成 24 年 5 月 24 日から適用する。
- *平成 26 年 4 月 1 日から適用する。
- *平成 27 年 9 月 9 日から適用する。

付 記

- *平成 10 年 2 月 20 日「平成 9 年 2 月 11 日発、社援企第 218 号通知」に係る定款変更申請。
第 1 条、第 5 条第 1 項第 7 項、第 8 条第 2 項、第 9 条第 2 項 3 項、第 13 条、第 17 条
第 2 項 3 項 第 22 条、第 23 条第 1 項第 2 項、各号条文変更及び第 18 条の 2 追加。
- *平成 10 年 3 月 18 日「北九州市指令保地高第 1171 号」定款変更認可。
- *平成 10 年 12 月 4 日「第 12 条第 2 項基本財産 (2)」に係る定款変更申請。
- *平成 11 年 1 月 4 日「北九州市指令保地高第 700 号」定款変更認可。
- *平成 12 年 2 月 21 日「第 4 章公益を目的とする事業」(居宅介護支援事業)の新設に係る定款変更申請。
第 12 条第 1 項乃至 5 項、各号条文変更及び第 4 章新設に伴う第 20 条以下第 27 条まで順次繰り下げ。
- *平成 12 年 2 月 29 日「北九州市指令保地高第 742 号」定款変更認可。
- *平成 13 年 10 月 1 日「平成 12 年 12 月 1 日発、障第 890 号、社援第 2618 号、老発第 794 号、児発第 908 号厚生労働省大臣官房障害福祉部長、社会・援護局長、老人保健福祉部長、児童家庭局長通知「社会福祉法人の認可について通知」に基づき、「第一条(目的)」文言変更、「第三条(経営の原則)」追加、第四条以下順次繰下げ、「第五条(役員の定数)第 1 項」変更、「第 10 条(役員の任期)」を「第六条(役員の任期)」に変更、「第 7 条(理事の選任等)及び第 8 条(監事の選任等)」を整合し「第七条(役員の選任等)」に変更、「第八条(役員の報酬)」追加、「第 5 条(理事会)」を第 9 条に変更、「第 6 条(理事長の職務の代理)」を「第一〇条」に変更、「第 9 条(監事による監査)」を第一一条に変更、以下順次繰下げ「第三章評議員及び評議員会」追加挿入、第四章資産及び会計以下第八章広告の方法その他まで各章順次繰下げ並びに「第一八条第 2 項 (2) 基本財産」に係る定款変更申請。
- *平成 14 年 1 月 21 日「第一八条第 2 項基本財産 (2)」に係る定款変更申請。
- *平成 14 年 2 月 15 日「北九州市指令保地高第 612 号」定款変更認可。
- *平成 15 年 12 月 21 日「第一六条第 2 項評議員の定数」に係る定款変更申請。
- *平成 16 年 1 月 8 日「北九州市指令保地高第 653 号」定款変更認可。
- *平成 19 年 4 月 2 日「平成 17 年 4 月 14 日発、雇児発第 0414002 号、社援発第 0414003 号、老発第 0414006 号、厚生労働省雇用均等・児童家庭局長、厚生労働省社会・援護局長、厚生労働省老健局長通知「社会福祉法人の認可」についての一部改正通知」に基づき、「第三条(経営の原則)」、「第 7 条(役員の選任等)」、「第 9 条(理事会)」、「第 14 条(評議員の権限)」、「第 19 条(基本財産の処分)」、「第 27 条(種別)」、「第 28 条(剰余金が出た場合の処分)」、「第 33 条(定款の変更)」

文言変更に係る定款変更申請。

- *平成 19 年 4 月 12 日「北九州市指令保地高第 57 号」定款変更認可。
- *平成 23 年 4 月 1 日「評議員会の廃止」に係る定款変更申請。
- *平成 23 年 4 月 28 日「北九州市指令保地介第 69 号」定款変更認可。
- *平成 24 年 8 月 10 日「基本財産の変更」に係る定款変更申請。
- *平成 24 年 8 月 16 日「北九州保地介第 946 号」定款変更認可。
- *平成 26 年 1 月 27 日「総則の変更」に係る定款変更申請。
- *平成 26 年 2 月 17 日「北九州市指令保地介第 2392 号」定款変更認可。

社会福祉法人陽光会理事会運営細則

平成 12 年 12 月 1 日障第 890 号、社援第 2618 号、老発第 794 号、児発第 908 号厚生労働省大臣官房障害福祉部長、厚生労働省社会・援護局長、厚生労働省老健局長、厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知「社会福祉法人の認可について」に準拠し、「社会福祉法人陽光会理事会運営細則」を次のとおり定める。

記

- 1 社会福祉法人陽光会定款第九条第 1 項に定める「日常の業務」とは、次のものをいう。
 - ① 「施設長の任免その他重要な人事」を除く職員の任免。
 - ② 職員の日常の労務管理・福利厚生に関すること。
 - ③ 債権の免除・効力の変更のうち、当該処分が法人に有利であると認められるもの、その他やむを得ない特別の理由があると認められるもの。ただし、法人運営に重大な影響があるものを除く。また、当該処分について理事長個人が特別の利害関係を有する場合は、理事会において選任する他の理事が専決するものとする。
 - ④ 設備資金の借入に係る契約であって予算の範囲内のもの。
ただし、当該契約について理事長個人が特別の利害関係を有する場合は、理事会において選任する他の理事が専決するものとする。
 - ⑤ 建設工事請負や物品納入の契約のうち、次のような軽微なもので経理規程第 58 条（随意契約）に定める予定価格 250 万円以下の範囲とする。
 - ア 日常的に消費する給食材料、消耗品等の日々の購入
 - イ 施設整備の保守管理、物品の修理等
 - ウ 緊急を要する物品の購入等
 - ⑥ 基本財産以外の固定資産の取得及び改良等のための支出並びにこれらの処分。
ただし、法人運営に重大な影響があるものを除き、理事長が専決できる取得等の範囲は前項⑤によるものとし、当該取得等について理事長個人が特別の利害関係を有する場合は、理事会において選任する他の理事が専決するものとする。
 - ⑦ 損傷その他の理由により不要となった物品又は修理を加えても使用に耐えないと認められる物品の売却又は廃棄。
ただし、法人運営に重大な影響がある固定資産を除き、理事長が専決で処分できる固定資産等の範囲は単品で 250 万円以下のものとし、当該売却等について理事長個人が特別の利害関係を有する場合は、理事会において選任する他の理事が専決するものとする。
 - ⑧ 予算上の予備費の支出。
 - ⑨ 入所者・利用者の日常の処遇に関すること。
 - ⑩ 入所者の預り金の日常の管理に関すること。
 - ⑪ 寄付金の受入れに関する決定。ただし、法人運営に重大な影響があるものを除く。
また、寄付金の募集に関する事項は専決できない。
- なお、これらの中には諸規程において定める契約担当者に委任されるものも含まれる。

平成 19 年 4 月 1 日

付記

- *この規則は、平成 13 年 10 月 1 日から適用する。
- *この規則は、平成 19 年 4 月 1 日から適用する。

社会福祉法人陽光会定款に相違ありません

平成 年 月 日

社会福祉法人 陽光会

理事長 西内愛子